

○外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年八月十三日号外国土交通省告示  
第八百二十二号）

第1 目的

復興事業の一層の加速化を図りつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に適確に対応するため、国内人材の確保に最大限努める。その上でこの告示は、緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入れを行う外国人建設就労者受入事業について、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 用語

この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「建設分野技能実習」とは、別表第1に掲げる職種及び作業並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（建設業者が実習実施者（出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）第3条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「旧基準省令」という。）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号イの項」という。）の下欄第5号に規定する実習実施機関を含む。以下同じ。）である場合に限る。）に係る第二号技能実習（技能実習法附則第12条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号の活動及び入管法別表第1の5の表の上欄の在留資格（技能実習特定活動（施行規則附則第2条第2項第2号に規定する技能実習特定活動をいう。）を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。以下同じ。）又は第三号技能実習をいう。
- 2 「外国人建設就労者」とは、建設分野技能実習を修了した者であって、3に規定する受入建設企業との雇用契約に基づく労働者として5に規定する建設特定活動に従事する者をいう。
- 3 「受入建設企業」とは、技能実習（旧入管法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を含む。以下同じ。）の実習実施者として建設分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第5に規定する適正監理計画の認定を受け外国人建設就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて建設特定活動に従事させるものをいう。
- 4 「特定監理団体」とは、監理団体（旧基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号ロの項」という。）の下欄第6号に規定する監理団体を含む。以下同じ。）として技能実習生（旧入管法

別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって在留する者を含む。)の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第4の認定を受け、5に規定する建設特定活動の監理を行うものをいう。

- 5 「建設特定活動」とは、特定監理団体の責任及び監理の下に外国人建設就労者が受入建設企業との雇用契約に基づいて行う入管法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

### 第3 外国人建設就労者の要件

外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- 1 建設分野技能実習に概ね2年間従事したことがあること。
- 2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。

### 第4 特定監理団体の認定

- 1 監理団体は、国土交通大臣に特定監理団体の認定を申請することができる。
- 2 国土交通大臣は、1の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、特定監理団体の認定をすることができる。
  - (1) 過去5年間に監理団体として2年以上適正に建設分野技能実習を監理した実績があること。
  - (2) 過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為（技能実習第1号イの項の下欄第18号に掲げる不正行為、技能実習第1号ロの項の下欄第16号に掲げる不正行為及び別表第2に掲げる不正行為をいう。以下同じ。）を行っていないこと。
  - (3) 過去5年間に技能実習法第36条第1項の規定による改善命令又は同法第37条第1項の規定による許可の取消し（以下「監理許可の取消し等」という。）を受けていないこと。
  - (4) 入管法第73条の3の規定又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成29年政令第136号。以下「施行令」という。）第1条第1号、第2号、第5号若しくは第6号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
  - (5) 過去5年間に特定監理団体になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為を行っていないこと。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (7) 法人であって、その役員等のうちに(6)に該当する者がいないこと。
  - (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。
  - (9) 外国人建設就労者と受入建設企業との雇用契約に係るあっせんに関して、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けておらず、かつ職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の規定に基づく無料職業紹介事業の許可を受け、又は同法第33条の3に基づく無料職業紹介事業の届出を行っていること。
  - (10) 外国人建設就労者の受入れに関し、受入建設企業に対し適切に指導及び監督を行うことができる体制を有していること。

- (11) 受入建設企業に対する監査を含む監理のための人員が確保されていること。
- (12) 外国人建設就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の建設特定活動に関連して、送出し機関（外国人建設就労者になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいう。以下同じ。）、特定監理団体又は受入建設企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。
- (13) 特定監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、外国人建設就労者を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び用途を明示するとともに、外国人建設就労者に直接又は間接に負担をさせないこと。

## 第5 受入建設企業及び適正監理計画

- 1 受入建設企業になろうとする者は、第4の認定を受けた特定監理団体と共同で、外国人建設就労者の適正な監理に関する計画（以下「適正監理計画」という。）を策定し、受入建設企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に認定を申請しなければならない。適正監理計画は、次に掲げる事項を含むものとする。
  - (1) 受入建設企業になろうとする者に関する事項
  - (2) 受け入れる外国人建設就労者に関する次に掲げる事項
    - ① 修了した建設分野技能実習の区分、職種及び作業の名称
    - ② 人数
    - ③ 就労させる場所
    - ④ 従事させる業務の内容
    - ⑤ 従事させる期間
    - ⑥ 帰国期間
    - ⑦ 報酬予定額
    - ⑧ 技能の向上を図るための方策
  - (3) 外国人建設就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項
  - (4) 外国人建設就労者の就労状況の確認に関する事項
  - (5) 在留中の住居の確保に関する事項
  - (6) 長期休暇の取得に関する事項
  - (7) 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項
  - (8) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
  - (9) 外国人建設就労者との面談及び外国人建設就労者からの生活、労働等（転職を含む。）に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項
  - (10) 外国人建設就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
  - (11) 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
  - (12) 送出し機関に関する事項
- 2 国土交通大臣は、1の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、申請に係る適正監理計画の認定をすることができる。
  - (1) 受入建設企業となろうとする者が次に掲げる要件をいずれも満たしているとき。
    - ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていること。

- ② 過去5年間に建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。
  - ③ 過去5年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
  - ④ 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
  - ⑤ 建設特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること。
  - ⑥ 第6の4の報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと。
  - ⑦ 過去5年間に2年以上建設分野技能実習を適正に実施した実績があること。
  - ⑧ 過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
  - ⑨ 過去5年間に技能実習法第15条第1項の規定による改善命令及び同法第16条第1項の規定による認定の取消し（以下「実習認定の取消し等」という。）を受けていないこと。
  - ⑩ 入管法第73条の3の規定又は施行令第1条第1号、第2号、第5号若しくは第6号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
  - ⑪ 過去5年間に受入建設企業になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと。
  - ⑫ 受け入れる外国人建設就労者に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去3年間に非自発的に離職させていないこと。
- (2) 1(2)②の人数が受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。
- (3) 1(2)⑤の期間が2年間（外国人建設就労者が第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後1年以上が経過している場合又は第三号技能実習を修了している場合においては、3年間）を超えないこと。
- (4) 第二号技能実習に従事した者が建設特定活動に従事する場合、第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1か月を経過していること。
- (5) 第三号技能実習に従事した者が建設特定活動に従事する場合、第三号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1年（第二号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1年を経過した後に第三号技能実習に従事した場合においては、1か月）を経過していること。
- (6) 1(2)⑦の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。
- (7) (2)から(6)までに定めるもののほか、適正監理計画の内容が外国人建設就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。
- (8) 外国人建設就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の建設特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入建設企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

と。

3 2の認定を受けた受入建設企業は、当該認定に係る適正監理計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、適正監理計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

4 2の認定を受けた受入建設企業は、3のただし書に定める適正監理計画の軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 2の規定は、3の認定について準用する。

## 第6 建設特定活動の実施

1 特定監理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 受入建設企業に対して監査、指導及び監督を行うこと。

(2) 外国人建設就労者をあっせんすること。

(3) 外国人建設就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。

(4) 定期的に外国人建設就労者の監理及び就労状況の確認を行うこと。

(5) 相談員を配置し、外国人建設就労者の生活、労働等（転職を含む。）に係る相談に対応すること。

(6) 第10の帰国担保措置をとること。

(7) 第11の建設特定活動の継続が不可能となった場合に必要な措置をとること。

(8) 第13の関係機関に対する報告を行うこと。

(9) 国土交通省、地方入国管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会の求めに応じて調査等に協力すること。

(10) 外国人建設就労者の受入れに関する文書を作成し備え付け、建設特定活動終了後3年間保存すること。

2 受入建設企業は、外国人建設就労者を受け入れたときは、当該外国人建設就労者が建設特定活動への従事を開始した日から2週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければならない。

3 受入建設企業は、外国人建設就労者が退職したときは、その日から2週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければならない。

4 受入建設企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。

5 受入建設企業は、外国人建設就労者が建設特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実及び対応策を報告しなければならない。

6 受入建設企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければならない。

7 受入建設企業は、外国人建設就労者の名簿及び就労日誌を作成し備え付け、建設特定活動終了後3年間保存しなければならない。

8 国土交通省は、建設特定活動の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるところ

により、制度推進事業実施機関に対し、特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導その他の業務を行わせるものとする。

#### 第7 適正監理推進協議会

- 1 国土交通省は、建設特定活動の適正な実施に関し必要な事項の協議及び連絡調整を行うため、適正監理推進協議会を設置する。
- 2 適正監理推進協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 労働問題に関し学識経験を有する者
  - (2) 特定監理団体
  - (3) 建設業者団体（元請団体、専門工事業者団体等）
  - (4) 国土交通省
  - (5) 法務省
  - (6) 厚生労働省
  - (7) その他の関係機関
- 3 特定監理団体は、第6の2及び3の届出を受けたときは、遅滞なく、適正監理推進協議会に報告しなければならない。
- 4 適正監理推進協議会の事務を処理させるため、国土交通省に事務局を置く。
- 5 この告示に定めるもののほか、適正監理推進協議会の運営に関し必要な事項は、適正監理推進協議会が定める。

#### 第8 監査及び指示

- 1 特定監理団体は、次に掲げる事項について、少なくとも3月に1回、受入建設企業の所在地に赴いて当該受入建設企業に対し監査を行い、その結果を国土交通省、受入建設企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告するものとする。
  - (1) 適正監理計画の実施状況に関すること。
  - (2) 適正な労働条件の確保に関すること。
  - (3) 安全性の確保に関すること。
  - (4) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。
  - (5) その他国土交通省が必要と認めること。
- 2 受入建設企業は、1の監査があったときは、特定監理団体に外国人建設就労者の受入状況を報告するものとする。
- 3 特定監理団体は、監査を実施したときは、その結果を踏まえ、適正監理計画に即した建設特定活動が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 4 特定監理団体は、受入建設企業による別表第2の不正行為を知った場合には、直ちに監査を行い、国土交通省、受入建設企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会にその結果を報告するものとする。
- 5 特定監理団体は、1又は4の監査を行うに当たっては、外国人建設就労者と面接を行い、建設特定活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。
- 6 国土交通省は、必要と認めるときは、1の規定にかかわらず、受入建設企業に対し自ら監査を行い又は特定監理団体に監査を行うことを指示することができる。

- 7 受入建設企業は、1、4又は6の監査及び5の面接が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- 8 国土交通大臣は、1、4又は6の監査において、外国人建設就労者の受入れに関する是正が必要と認めるときは、当該是正を必要とする事項について特定監理団体及び受入建設企業に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。
- 9 国土交通大臣は、すべての受入建設企業に対して、また、都道府県知事は、当該都道府県の区域内において建設業を営む受入建設企業に対して、特に必要があると認めるときは、それぞれ建設業法第31条第1項に基づく立入検査を行うことができる。
- 10 国土交通大臣は、建設特定活動の適正な実施の観点から必要があると認めるときは、特定監理団体又は受入建設企業に対し、外国人建設就労者の受入れの停止その他必要な指示をすることができる。

#### 第9 外国人建設就労者との面接

- 1 特定監理団体は、第8の監査を補完するため、必要と認めるときは外国人建設就労者と面接し、建設特定活動の実施状況等を確認するものとする。
- 2 受入建設企業は、1の面接が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

#### 第10 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

- 1 受入建設企業は、外国人建設就労者が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。
- 2 特定監理団体は、1の場合において、受入建設企業が帰国旅費を支弁できないときは、当該外国人建設就労者の帰国旅費を負担するものとする。

#### 第11 建設特定活動の継続が不可能となった場合の措置

第12の認定の取消があった場合のほか、特定監理団体又は受入建設企業に起因する理由により適正監理計画に従った建設特定活動の継続が不可能となった場合において、外国人建設就労者に責がなく、かつ、本人が継続して建設特定活動の実施を希望するときは、特定監理団体は、あらかじめ建設特定活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入建設企業を確保するよう努めるものとする。

#### 第12 認定の取消

- 1 国土交通大臣は、特定監理団体が次のいずれかに該当する場合には、特定監理団体の認定を取り消すものとする。
  - (1) 第4の2の要件を満たさなくなった場合
  - (2) 不正の手段により第4の認定を受けたことが判明した場合
  - (3) 第4の認定から1月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合
  - (4) 適正監理推進協議会から脱退した場合
  - (5) 第8の8の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合
  - (6) 第8の10の指示に従わない場合
  - (7) 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
  - (8) 監理許可の取消し等を受けた場合
- 2 国土交通大臣は、次のいずれかに該当する場合には、適正監理計画の認定を取り消すものとする。
  - (1) 受入建設企業が第5の2(1)の要件のいずれかを満たさなくなった場合

- (2) 第5の2(7)及び(8)のいずれかを満たさなくなった場合
  - (3) 受入建設企業が不正の手段により第5の認定を受けたことが判明した場合
  - (4) 第8の8の措置を講じたにもかかわらず受入建設企業において必要な改善が認められない場合
  - (5) 受入建設企業が第8の10の指示に従わない場合
  - (6) 受入建設企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
  - (7) 受入建設企業が実習認定の取消し等を受けた場合
  - (8) 第12の1の規定により特定監理団体の認定が取り消された場合
- 3 2の規定にかかわらず、国土交通大臣は、受入建設企業が認定に係る適正監理計画を実施することが適当でないとき、適正監理計画の認定を取り消すことができる。
- 4 国土交通大臣は、1から3の認定の取消しを行うに際し必要と認めるときは、関係行政機関に意見を求めることができる。
- 5 1及び2の規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、国土交通大臣は、情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて受入れの停止の指示を行うことができる。

#### 第13 関係機関に対する報告

- 1 特定監理団体は、次に掲げる場合には、速やかに国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければならない。
  - (1) 外国人建設就労者が建設特定活動を終了し、帰国した場合
  - (2) 適正監理計画に即した建設特定活動が実施されていないことが判明した場合
  - (3) 建設特定活動の継続が不可能となった場合
  - (4) 受入建設企業が第5の2(1)から(3)まで、及び(6)の要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合
  - (5) 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
  - (6) 監理許可の取消し等を受けた場合
  - (7) 受入建設企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為又は実習認定の取消し等の問題を知ったとき
- 2 特定監理団体は、次に掲げる場合には、速やかに当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。
  - (1) 国土交通大臣により特定監理団体の認定を受けた場合
  - (2) 国土交通大臣により適正監理計画の認定を受けた場合
  - (3) 国土交通大臣により特定監理団体の認定を取り消された場合
  - (4) 国土交通大臣により適正監理計画の認定を取り消された場合
- 3 特定監理団体は、当該団体が監理する外国人建設就労者受入事業の実施状況について、必要に応じ、受入建設企業の所在地を管轄する地方入国管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

#### 附 則

#### 第1 施行期日



- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4、第5、第12及び第13の規定は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効の際現に第4の2の規定により認定を受けた特定監理団体及び第5の2の規定により認定を受けた適正監理計画に基づき就労を開始している外国人建設就労者については、平成35年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

## 第2 見直し

国土交通大臣は、外国人建設就労者受入事業の実施状況、技能実習制度の見直しの状況等を勘案し、本告示について必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則（平成二十九年十月二十三日国土交通省告示第九百四十七号）

- 1 この告示は、平成二十九年十一月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の外国人建設就労者受入事業に関する告示（以下「旧告示」という。）第5の1の規定による申請若しくは第5の3の規定による認定に係る申請がなされ、又は旧告示第5の2の規定（第5の4において準用する場合を含む。）により認定を受けている適正監理計画に基づき平成三十年三月三十一日までに就労を開始する外国人建設就労者については、この告示による改正後の外国人建設就労者受入事業に関する告示第5の2(4)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 別表第1

職 種 名	作 業 名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業

	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業
鉄工（建設業者が実習実施者である場合に限る。）	構造物鉄工作業
塗装（建設業者が実習実施者である場合に限る。）	建築塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接（建設業者が実習実施者である場合に限る。）	手溶接
	半自動溶接

別表第2

建設特定活動に係る不正行為	
1	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
2	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の旅券又は在留カードを取り上げる行為
3	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
4	1から3までに掲げるもののほか、特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の人権を著しく侵害する行為
5	特定監理団体又は受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
6	特定監理団体又は受入建設企業において、外国人建設就労者又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（3及び4に該当する行為を除く。）
7	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設

	就労者の建設特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人建設就労者との間で入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（5に該当する行為を除く。）
8	特定監理団体又は受入建設企業において、入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に建設特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、建設特定活動を実施する行為（5に該当する行為を除く。）
9	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の行方不明者について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定監理団体又は受入建設企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）
10	特定監理団体又は受入建設企業において、外国人に入管法第24条第3号の4イからハマまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること
11	特定監理団体又は受入建設企業において、建設特定活動に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（1、3及び4に該当する行為を除く。）
12	特定監理団体において、建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
13	特定監理団体において、第6の1(4)の就労状況の確認を怠る行為
14	特定監理団体において、第6の1(5)の相談員を配置せず、又は相談への対応を怠る行為
15	受入建設企業において、第6の2及び3の特定監理団体への届出を怠る行為
16	特定監理団体において、第7の適正監理推進協議会への報告を怠る行為
17	特定監理団体において、第8の1又は4の監査を行わず、又は報告を怠る行為
18	受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為を行った場合、実習認定の取消し等を受けた場合又は建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為
19	特定監理団体において、建設特定活動に関して収益を得てあっせんを行う行為
20	特定監理団体において、外国人建設就労者の受入れに関する文書の作成又は保管を怠る行為
21	受入建設企業において、外国人建設就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為
22	特定監理団体において、外国人建設就労者が建設特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
23	特定監理団体が、外国人の受け入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は監理許可の取消し等を受けた場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを

